

## すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

### 1 施設の名称

すみだ北斎美術館（墨田区亀沢二丁目7番2号）

### 2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）

### 3 指定管理者とする団体

- (1) 名称  
公益財団法人墨田区文化振興財団
- (2) 所在地  
東京都墨田区錦糸一丁目2番3号
- (3) 代表者氏名  
理事長 澁谷 哲一
- (4) 沿革  
平成8年3月 法人設立
- (5) 同種事業の実績（自治体からの受託運営等）  
本区での実績  
平成9年度10月～平成18年3月 すみだトリフォニーホール管理運営受託  
平成18年4月～現在 すみだトリフォニーホール指定管理者  
平成28年11月～現在 すみだ北斎美術館指定管理者

### 4 選定経過及び選定理由

- (1) 募集内容  
ア 募集期間 令和6年7月10日から令和6年8月9日まで  
イ 周知方法 区のお知らせ及び区ウェブサイトへの掲載  
ウ 申請者数 1者
- (2) 選定経過  
墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会（外部委員を含む。）での審査を経た団体について、申請書類等に基づき、評価項目である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。
- (3) 選定理由  
審査の結果、選定団体は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、すみだ北斎美術館の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

### 5 事業計画の要点

- (1) 管理運営の方針  
すみだ北斎美術館の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の5つの運営方針を定めている。
  - ① あるもの（コレクション・人・場）を活かし、新たな知を掘り起こす「発見する美術館」
  - ② 教育普及事業を通じて、あらゆる世代が「学べる美術館」
  - ③ 北斎をテーマにした多様な交流があり、訪れるたびに「感動がある美術館」
  - ④ 人と人、文化施設相互など多様なパートナーと「つながる美術館」
  - ⑤ 良質な活動を展開する「区民が誇れる美術館」

## (2) 主な提案内容

### ア 利用者サービスの向上に関する提案

- ① 博物館法上の「登録博物館」又は文化財保護法上の「公開承認施設」の申請要件に沿った管理運営に努める。
- ② 公開承認施設の申請要件である「5年のうちに3回の重要文化財展示」の実現に向け、3回目の重要文化財展示を令和7年度中に実施する予定であり、申請要件に沿った運営を継続して行う。
- ③ 常設展プラスでも、オリジナル作品を必ず1点展示するよう改善していく。
- ④ 研究紀要は、今後、2年に1回のペースで発行していく。
- ⑤ 区内小・中学校への団体鑑賞の案内や、出前授業を実施し、子どもたちが北斎の業績、すみだと北斎の関わりを学ぶ機会を提供する。
- ⑥ インバウンド向けワークショップ等を実施し、文化・教養を軸とした観光振興にも寄与する。
- ⑦ 「隅田川 森羅万象 墨に夢」事業や「総合的芸術祭」への協力
- ⑧ 北斎通りまちづくりの会主催の「北斎祭り」への協力
- ⑨ 英語対応可能なスタッフの配置、各種案内サインの改善
- ⑩ 他の博物館・美術館との連携を密にし、資料の貸借等の相互協力を進める。
- ⑪ 随時の利用者アンケートの実施
- ⑫ 外部専門家による自己評価を年1回実施する。

### イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- ① 指定管理料（提案額）：191,700,000円
- ② 施設の点検結果に基づき、毎年度必要な修繕等を区に提案する。
- ③ 修繕工事等が発生した場合、可能な限り区内事業者へ発注する。

### ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- ① 全体統括者である館長、館長を補佐する実務面の責任者である副館長を配置するとともに、管理・図書担当、学芸・教育普及担当、広報・連携担当の3担当とし、各担当には、責任者である主査を1名ずつ配置する。
- ② 学芸員や司書等の有資格者を配置する。
- ③ 接遇、緊急時対応、個人情報保護など全員対象の「課題研修」と、広報やマーケティング等の「専門研修」を実施する。
- ④ 「公益財団法人墨田区文化振興財団個人情報保護規程」、「公益財団法人墨田区文化振興財団特定個人情報等取扱規程」、「公益財団法人墨田区文化振興財団情報公開規程」等により、個人情報や情報公開に適切に対応する。

## 審査結果

12名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	公益財団法人墨田区文化振興財団
1 利用者サービスの向上（52点×12人＝624点）	448点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (4点×12人＝48点)	37点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (40点×12人＝480点)	344点
ア 収蔵資料を次世代に引き継ぐための適切な取組が示されているか (6点×12人＝72点)	(52点)
イ 専門性と対外的魅力の両立を視野に入れた展覧会計画が示されているか (8点×12人＝96点)	(73点)
ウ 調査研究の明確な方針、成果の公開・活用の方針と取組が適切に示されているか (8点×12人＝96点)	(70点)
エ 普及事業の役割・位置付けが明確で、対象層の設定やそれに応じた取組が示されているか (6点×12人＝72点)	(55点)
オ 関係機関等との連携も含めた来館促進のための創意工夫ある取組が示されているか (6点×12人＝72点)	(48点)
カ 広報戦略が具体的に示されているか (6点×12人＝72点)	(46点)
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4点×12人＝48点)	35点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (4点×12人＝48点)	32点
2 効率的・効果的な施設の運営（24点×12人＝288点）	196点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (6点×12人＝72点)	49点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (4点×12人＝48点)	33点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4点×12人＝48点)	32点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (4点×12人＝48点)	29点
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か (6点×12人＝72点)	53点
3 事業計画の遂行能力（24点×12人＝288点）	185点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (4点×12人＝48点)	35点
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (4点×12人＝48点)	30点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (4点×12人＝48点)	29点

(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (4点×12人=48点)	29点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (4点×12人=48点)	29点
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無 (4点×12人=48点)	33点
合計 (100点×12人=1200点)	829点

すみだ北斎美術館指定管理者 申請者提案概要

項目	公益財団法人墨田区文化振興財団
1 利用者サービスの向上	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館内サインの見直しや英語表記の追加等、動線の改善を継続して行う。</li> <li>・クレジットカード決済やオンラインチケットの導入、展示室内での翻訳アプリ使用を解禁など、サービス向上を継続して行う。</li> <li>・同時翻訳デバイスの導入検討</li> <li>・受付・警備に英語対応可能な人材を配置</li> </ul>
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な期待に応えられる質の高い調査研究</li> <li>・人々が気軽に北斎に触れることのできる開かれた施設</li> <li>・教育・観光・産業等と連携した地域活性化</li> <li>・博物館法上の「登録博物館」、または文化財保護法上の「公開承認施設」の申請要件に沿った管理運営</li> </ul>
ア 収蔵資料を次世代に引き継ぐための適切な取組が示されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵庫への立ち入りを学芸員に限定し、区職員が立ち入る場合も学芸員が必ず同行するなど、高い安全性を担保</li> <li>・収蔵庫や展示室の温湿度等の適切な空調管理</li> </ul>
イ 専門性と対外的魅力の両立を視野に入れた展覧会計画が示されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開承認施設の申請要件である「5年のうちに3回の重要文化財展示」の実現に向け、3回目の重要文化財展示を令和7年度中に実施する予定であり、申請要件に沿った運営を継続して行う。</li> <li>・常設展プラスでのオリジナル作品の展示を継続して行う。</li> </ul>
ウ 調査研究の明確な方針、成果の公開・活用の方針と取組が適切に示されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究紀要について、今後は2年に1回のペースで発行していく。</li> <li>・展覧会の図録、リーフレット等の発行</li> <li>・「隅田川両岸景色図巻」の認知度向上</li> </ul>
エ 普及事業の役割・位置付けが明確で、対象層の設定やそれに応じた取組が示されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内小・中学校への団体鑑賞の案内や、出前授業を実施し、子どもたちが北斎の業績、すみだと北斎の関わり学ぶ機会を提供する。</li> <li>・インバウンド向けのワークショップ等も実施し、文化・教養を軸とした観光振興にも寄与していく。</li> </ul>
オ 関係機関等との連携も含めた来館促進のための創意工夫ある取組が示されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「隅田川 森羅万象 墨に夢」事業や「総合的芸術祭」への協力</li> <li>・北斎通りまちづくりの会主催の「北斎祭り」への協力</li> <li>・他の博物館・美術館との連携を密にし、資料貸借等の相互協力を推進</li> </ul>
カ 広報戦略が具体的に示されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・X、Facebook、InstagramなどのSNSの活用や美術雑誌等へのリリースなど、国外も含め多様な発信を行っていく。</li> <li>・特別展の紹介動画作成を検討する。</li> </ul>
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子、ベビーカーの貸出し</li> <li>・授乳スペースの設置、授乳スペース向けにお湯の提供</li> <li>・英語対応可能なスタッフの配置、各種案内サインの改善</li> </ul>
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時、利用者アンケートを実施</li> <li>・外部専門家による自己評価を年1回実施</li> </ul>
2 効率的・効果的な施設の運営	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<p>方針①あるもの(コレクション・人・場)を活かし、新たな知を掘り起こす「発見する美術館」</p> <p>方針②教育普及事業を通じて、あらゆる世代が「学べる美術館」</p>

項目	公益財団法人墨田区文化振興財団
	方針③北斎をテーマにした多様な交流があり、訪れるたびに「感動がある美術館」 方針④人と人、文化施設相互など多様なパートナーと「つながる美術館」 方針⑤良質な活動を展開する「区民が誇れる美術館」
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検結果に基づき、毎年度必要な修繕等を区に提案する</li> </ul>
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理料（提案額）：191,700,000円</li> </ul>
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>修繕工事等が発生した場合、可能な限り区内事業者へ発注する</li> </ul>
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設展プラスでのオリジナル作品の展示</li> <li>区内小・中学校への団体鑑賞の案内や、出前授業の実施</li> <li>インバウンド向けのワークショップ等の実施</li> </ul>
3 事業計画の遂行能力	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収益 令和5年度：1,079,044千円、令和4年度：1,046,177千円</li> <li>流動比率 令和5年度：192.5%、令和4年度：180.7%</li> <li>固定長期適合率 令和5年度：78.7%、令和4年度：82.9%</li> <li>自己資本比率 令和5年度：77.5%、令和4年度：79.0%</li> </ul>
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>館長1名、副館長1名、管理・図書担当6名（うち主査1名）、学芸・教育普及担当6名（うち主査1名）、広報・連携担当3名（うち主査1名）</li> </ul>
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	<ul style="list-style-type: none"> <li>学芸員や司書等の有資格者を配置</li> <li>接遇、緊急時対応、個人情報保護など全員対象の「課題研修」の実施</li> <li>広報やマーケティング等の「専門研修」の実施</li> <li>文化庁や日本博物館協会等が実施する講演会・シンポジウムへの参加</li> </ul>
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公益財団法人墨田区文化振興財団個人情報保護規程」及び「公益財団法人墨田区文化振興財団特定個人情報等取扱規程」により、個人情報を適切に管理</li> <li>「公益財団法人墨田区文化振興財団情報公開規程」に基づき、開かれた運営に努める</li> </ul>
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理体制は業務単位を基本とし、危機レベルに応じて、館長・副館長・各担当主査、財団本部が連携して、的確な危機管理対応を行う</li> <li>いただいた苦情については、職員で共有し、対応していく</li> </ul>
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無	<p>[墨田区立文化施設の管理運営実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すみだトリフォニーホール管理運営 平成9年10月（開館）～平成18年3月</li> <li>すみだトリフォニーホール指定管理者 平成18年4月～現在</li> <li>すみだ北斎美術館指定管理者 平成28年11月（開館）～現在</li> </ul>